

平成 30 年 2 月 28 日

## 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案 に対する意見募集の結果

総務省は、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案について、平成 29 年 12 月 28 日（木）から平成 30 年 2 月 1 日（木）までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、本件に関する意見の提出はありませんでした。

### 1. 概要

総務省行政評価局が実施した「申請手続等の見直しに関する調査—戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として—」の結果報告書において、登録政治資金監査人の登録については、「戸籍の抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、旧姓の登録を希望する申請者にのみ戸籍の抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある」とされ、適切な措置を講じるよう平成 29 年 3 月 28 日付で総務大臣あてに勧告がなされたため、政治資金規正法施行規則（昭和 50 年自治省令第 17 号）第 27 条第 1 項に規定する登録政治資金監査人に係る登録申請書の添付書類について見直しを行うものです。

### 2. 意見募集の結果

標題の省令案について、平成 29 年 12 月 28 日（木）から平成 30 年 2 月 1 日（木）までの間、意見の募集を行ったところ、本件に関する意見の提出はありませんでした。

### 3. 今後の予定

本省令案については、意見募集した案に基づいて定められ、本日公布されたところであり、平成 30 年 6 月 1 日（金）から施行されます。

（連絡先）自治行政局選挙部政治資金課  
（担当：岩崎課長補佐、杉田）  
電話：03-5253-5578  
FAX：03-5253-5583